

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には毎號詳細なる商況物價の

時事新報

第三千五百五十六號
明治廿四年十月十日 (己巳)
舊曆辛卯九月十日
土曜日
日 出 午 前 五 時 四 十 分
入 午 前 五 時 三 十 分
月 出 午 前 九 時 五 十 分
入 午 前 九 時 四 十 分
兩 午 前 九 時 三 十 分
西 曆 一 千 九 百 一 十 一 年

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
一 本紙一冊一月前金五十圓三月前金六十圓六月前金七十圓
○ 郵費別加す
○ 寄附金は郵便振替券ハ右定額ノ外二月月十三日ノ
○ 郵費別加す

行	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
行	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十

本社(寄稿)に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を撰選するより各社同一の記事を掲ぐるものと事からず獨り時事新報社社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずとも世間を此事と知らずして通信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲りに行進むを生じたる場合も事からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向て發送せらるるを請ふ

時事新報

左の一編は米國の New York Central & Hudson River 鐵道會社の社長にして彼國に有名なる Chaney M. Depeu なる人が此頃某新聞紙に寄送したるものされば譯して以て我鐵道業者の參考に供す

歐羅巴鐵道の瑕瑾

余は歐洲にて鐵道の旅行を爲したるものと随分多くして色々様々の事件にも出逢たる者あるが余の經驗にして果して余を欺くことおからしむれば歐洲に於ける鐵道の任組は粗漏を極めたるものにして如何にして文明社會に行はる可きものと思はれず今若し我米國の鐵道會社にして其營業の方法を歐風に倣ひるが如きあらんには其會社は忽ち得意を失ふて破産に陥る可きや必せり歐洲諸國鐵道の任組に就て余の不足と思ふ條を擧げん

第一歐洲風の狹隘なる客車の客房に乘込は頗る危険なり何とせば客房中に入れば乗客の客は全く相譲らざる者のみにて其中には盜賊もある可し狂人もある可し或は人殺しもあしとば期す可らず而して折悪しく己れと乗客の人と一房中に只二人差向とありたる時とあり若し先方の者が惡漢にてありたらば汽車進行の間は如何なる處ろしき危害を加へらるし故も計る可らず其期に及んで如何に大呼して救を求むるも列車の音の劇しきが爲り一房中の騒動は容易に外に聞ゆるものと多し故も是れ一房の魔睡刺でも飲まざるしとせば我運命は全く運命の手中に在り僅に所持の金錢を取られたる位にて事済めば先づ不幸中の幸と解はざる可らず現に歐洲大陸にては鐵道の旅行を爲す者が車中にて盜賊に遭ひ被害せられ又は婦人にして辱を被るものと毎度聞く所にして彼地にて少しくある人は單

身鐵道の旅行を不安心なりとて大に恐れ嫌ふの風習なり
次に又乗客の便利愉快を謀るの一點に付き歐米の鐵道を比較すれば二者の間に雲泥の相違あるを發見す可し米國の鐵道には彼の美麗なる餐室車、食堂車、電氣燈、蒸汽暖爐其他種々様々の新工風ありて人民は之を見て怪ざるのみならず鐵道旅行にはかくて叶はぬものと思ひ居るのみならず歐洲の鐵道にては曾て是等の便利ある装置を用ひざるのみならず最も甚だしきは客車中に大小便所の設けさへおし此一事の爲め乗客の困難するものと如何計りぞや殊に老人、子供病人及び婦人の迷惑思ひ知る可し斯の如き要件を等閑に附して恬然たる鐵道の役員を責に不埒千萬なる輩と謂ふ可し假令各ステーションに便所の設けおき非ずと云ふも其距離長くして且駐車時間の短きが爲り是等の便所は有れども無きか如く其用を爲さざるものと多し余が目撃したる一奇談を記さん歐洲鐵道のステーションにて便所に行く者は掃除代として一二錢を取らるるの法あるに或る米國の老婦人が車を下りて便所を達し出でんとする時掃除代を促がされたれども紙入を車中に遺して身邊に錢をばらばらにばらばらと出ると許さずとて窮乏なる不埒場に墮閉せられ夫れ是れする間に汽車は婦人を顧みせして出發したり奇も亦甚たしと云ふ可し

歐洲の鐵道を旅行して甚だ不快に感ずるは列車の絶えず震蕩するものにして其大原因は車の構造正しからず且其形小に過るが故なり歐洲にて急行列車の機關車に近き客車に乗るときは其震蕩の甚しきものと恰も九太を並べて造りたる道路の上を馬車にて走るが如し米國の汽車にのみ乗りて之に慣れたる者は殆んど苦痛に堪へざる者多し

又歐洲の鐵道は政府の所有に屬するもの多しと雖も元來政府は鐵道事業などを執るものと適當したるものに非ざれば萬事不行届のみにて乗客に迷惑を蒙らししむるものと堪はず且の官有鐵道の大弊害は鐵道の競争を許さず且其形小に過るが故なり歐洲にて急行列車の機關車に近き客車に乗るときは其震蕩の甚しきものと恰も九太を並べて造りたる道路の上を馬車にて走るが如し米國の汽車にのみ乗りて之に慣れたる者は殆んど苦痛に堪へざる者多し

又歐洲の鐵道は政府の所有に屬するもの多しと雖も元來政府は鐵道事業などを執るものと適當したるものに非ざれば萬事不行届のみにて乗客に迷惑を蒙らししむるものと堪はず且の官有鐵道の大弊害は鐵道の競争を許さず且其形小に過るが故なり歐洲にて急行列車の機關車に近き客車に乗るときは其震蕩の甚しきものと恰も九太を並べて造りたる道路の上を馬車にて走るが如し米國の汽車にのみ乗りて之に慣れたる者は殆んど苦痛に堪へざる者多し

は只これを忍んで我不運を歎ざるの外なきのみ
尙ほ此外に官有鐵道の弊害は乗客が鐵道の爲り如何なる種類の損害を蒙るものとあるも其價を得るものと極めて困難なるものとあり但し官有鐵道に向て損害賠償の訴訟を起すは取りも直さず政府を相手取て法廷に勝訴を争ふことにして首尾よく之に勝を得んとするには莫大の金匱を擲らねばならず時日を費すの弊害ある可らず尋常人の容易に企及し得ざるものと非ざる可らば又歐洲の政府鐵道は實に專制を極めたるものにて余の聞たる話に米國の養生の一行が曾て獨逸に旅行したりしとき或るステーションにて汽車の今將に發車しつゝある處に來合せ急ぎ之に飛乗らんとしたるを見て鐵道の役人は大聲を放て制止したれども養生の連中は汽車の進行尙は甚だ速きを見て制止の言葉も耳にも掛らず車中に飛込たり然るに右の汽車が其次のステーションに着するや否や一名の憲兵兼て待受居たるものと見え直に車中に入り來り彼の米國養生を盡く捕縛して憲兵署に引致し獨逸帝國の鐵道規則を犯したる者ありとて三十日の禁錮に處したるに養生連は事の餘りに意外に出たるに驚き開たる口の未だ塞がらざる中に其身は早く既に獄舎の内に入られたるを發見し忙して米國公使館に救を求め尙ほ自から鐵道官吏に向て惡入たりとの誤譯文を差出し辛うじて自由の身を得たりと云ふ蓋し進行中の汽車に飛乗らるが爲め三十日の禁錮に處せられたりある可し以て歐洲鐵道の任組の非常に保守にして究極あるを知るに足る可し

手荷物に合札を附して運送するの任組は歐洲諸國に行はれざるを以て乗客は各自其荷物の積卸に氣を付けて問違はぬ様注意せざる可らず其面倒なるものと實に甚だしと謂ふ可し又乗客一人に付き無償にて運送する手荷物の重量米國にては百五十斤、英國にては百斤、歐洲大陸にては平均値に五十斤に過ぎず而してハヅレリヤ、白耳義、伊太利等にては無償にて手荷物を運送するものと更になし左れば少しく餘計の荷物を所持して歐洲大陸を旅行するときは其運送料に非常の入費を要するものとあり旅客の須らく注意すべき所あり

雑報

引出小切手使用の便法 鐵道引金引出小切手なるものは之れを利用して能く送金手形、爲替手形等の代用を爲し得べく又日常の雜費も悉く銀行に預け置きて必要の場合に此小切手を振出せば事済むべきや其効用は莫大のものなれども往々此小切手を信用して預金あきりに之を振出す様のあるより世間一帯に小切手を信用するに至らずして殊更勸定の面倒ある貨幣の方を留む者少からず銀行の方に在りても新顔の預け人に對しては易々此小切手を渡し置くこと能はず其發達にも一方ならざる障礙あるものと云ふ可し其は印刷の膠紙り金高を記入したる小切手を製造し置き之れを渡し置きて便宜引出さしむるの方策を取らば都合好かるべし例へば新たに百圓の金を預けたる者には五圓あり十圓ありの金高を記載したる小切手取交せて百圓だけ渡し置き必要に應じ得る之を振出すしむるあり尤も斯くせば預金は百圓なるに二百圓の引出小切手を振出す様の所爲は以て防ぐべしと雖も預け人に取るとは他日何圓の入用あるべきやを豫知し難きに依り金

高を定めたる小切手を受
あらす然し今日銀行をし
なからしむるは甚だ必要
と普通の小切手とを併せ
其使用方法等につき調査
○ 愛知縣下の漁業會議
有餘里に互りて漁業を營
平均收穫高二百餘萬圓に
ふるものありて海産を陸
の漁獲上に障害を與ふる
て該打網使用の禁止令を
對使用し居るもの多きを
月限りに斷然たる處置を
を漁業組合員に諮問せし
去る七日より同縣會議事
るものと云ふなり

○ 第七國立銀行公判事件の
九月二十九日午前八時三
第一第二に就て辯論を爲
此時訟未辯論人より本件
は辯論の希望を謀り事實
したるは私文書偽造の點
云々是より大井田檢事か
の事實に就ては由中澤判
被告小松は之を認めずと
八年二月二十二日の總會
受審を出したるものと總
第一の事實の實行を始め
早小松が銀行へ出勤し始
分ありと認むるなり此事
第十條及び明治十四年
を求めたし第二の事實に
認むるのみならず其に藤
後に横濱審判官が出張し
るものにして此事實は銀
二百十條第二項、同第二
弘未辯論人より請求の私
法偽の記載を爲したるもの
接被害者は銀行にして問
右に就て裁判長より被告
も辯論なき旨を答へ次も
第一政府の許可を得ずし
件に就ては事實法律とも
るときは銀行自體又は重
なるも被告等は銀行創立
萬數の事務總て被告の注
任を銀行に譲り自分は免
事あれば此制は被告に於
第二預金の保證金四分の
使用したるの結果は銀行
應は振出したるものと就
處分は被告に於て免れし
造なりと論ぜらるるものと
ざる所あり抑も銀行條例
ありて告狀不實損害欺瞞
も附後刑法の制定ありし
るの正條なし之を私文書
を成立せしむるは近來の
詐るの性質を備へたるも
質を備へたるものと第三
使用の故あるものと第三
に銀行の帳簿及報告書面
にして記録者の身分につき
にあらざれば刑法の制裁
も此所爲たる社會に對し
は此等の罪を處りて銀行